

呑海楼主張への反論書を提出

前号でお知らせした、「呑海楼」交渉の続報です。3月8日に実施した第二回交渉で示された使用者側回答が不十分であったため、交渉の最後にユニオンから「メンテナンス部門における賞与支給の基準について明確に答えるよう」求めたことに対する回答が4月5日付で送付されてきました。

内容を要約すると、「M氏が修理を多く外注することにより会社は130万円を超える費用を負担した。施設の設備に関する修理全般について、基本的には全ての業務を対応していただきたいと考えており、M氏が外注費を削減し、当社の利益に貢献することができるになれば賞与支給の検討を行うが、M氏にはその他にも当社にとって経済的利益以外の部分で貢献度を高めていただきたいと考えている。」とし、賞与・寸志について組合員M以外にも支給されていない人はいると付言されていました。

一読して明らかのように、組合員Mに対し「賞与不支給の結論ありき」で、後付けの理屈で以て不支給を正当化しようとする使用者側の姿勢を許すことはできません。私達は直ちに反論書を準備し、外注項目の内13項目についてはMが関与していないこと、Mが修繕依頼した項目は上司の了解の下で外注し会社も認めた中身であること、Mの上司・同僚に対して賞与・寸志が支給されているにもかかわらず、Mに対してのみ不支給とされていることについて指摘し、再回答を求めています。



みまもりの郷との団体交渉実施

3月14日、姫路市香寺町にある訪問介護ステーション付福祉型マンションに勤務する介護職員からの相談がありました。業務上負った傷病に対する傷病手当金・労災の手続きを使用者側に行わせたいといった内容でしたので、直ちに団交を申入れ、4/5に実施しました。

使用者側は、「傷病手当金申請の手続きが遅れているのは、書類提出の遅れや誤記等本人側の要因によるもの」と主張、責任逃れに終始しました。ユニオンから、「事務方の職員に不誠実な対応があったのではないかと指摘したところ、現場職員の対応に不備があったか否かは交渉課題には含まれておらず、傷病手当金ならびに労災の手続きに関しては速やかに行う旨の回答が



示されたため、申入れ項目に対する回答については了とし、その他の業務改善に関わる内容については改めて要求書を提出し、第二回交渉をもつこととして交渉を終えました。